

令和元年度 第5回 保倉区地域協議会
次 第

日時：令和2年2月3日（月）午後6時～

会場：保倉地区公民館 1階 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

保倉体育館の休館日の見直しについて

【協議事項】

令和2年度地域活動支援事業について

4 そ の 他

・公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定に係る取組状況について

5 閉 会

保倉体育館の休館日の見直しについて（報告）

1 目的

市内にある20の体育館のうち、休館日が少ない次の施設について、施設間の平準化により維持管理費を縮減（利用実態に即した管理運営の見直し）することとし、毎週1回の休館日を設けるもの

保倉体育館、牧体育館、板倉農業者トレーニングセンター、板倉北部スポーツセンター、清里スポーツセンター、三和体育館、三和スポーツセンター、三和西部スポーツハウス 計8施設（※教育プラザ体育館は指定管理施設のため契約満了の際に見直しを行う。）

2 現状

(1) 年間利用者数

年度	H28	H29	H30	3か年平均
利用者数（人）	7,768	10,718	11,193	9,893

(2) 令和元年度の利用状況（令和2年1月末現在）

曜日別利用回数及び団体数

曜日	月	火	水	木	金	土	日	計
回数（回）	24	33	48	35	27	81	22	270
団体数（団体）	10	12	6	11	14	17	14	84

(3) 令和2年度の年間定期利用予約状況

- ・予約あり（夜間）・・・水曜日（成人バレーボール）、木曜日（成人バドミントン）、土曜日（成人スポレック）
- ・予約あり（日中）・・・日曜日（11～3月）青少年バドミントン
- ・予約なし・・・月曜日、火曜日、金曜日

3 見直し内容

他施設との運営の平準化を図るとともに管理者の勤務等を考慮し、年間定期利用者の予約状況を鑑みたうえで、年間定期利用者がいない毎週月曜日を休館日とする。

○月曜日に複数回利用されている団体への説明状況

- ・青少年剣道団体（利用回数年8回）・・・月1回程度利用。頸城区内の学校で対応可。
- ・成人バスケットボール（利用回数年2回）・・・別の曜日を利用するための了承を得る。
- ・成人バレーボール（利用回数年2回）・・・別の曜日を利用するための了承を得る。

4 実施日

令和2年4月1日から実施する。

5 周知方法

- ・保倉体育館及び保倉公民館への掲示
- ・市のホームページによる周知

項目	令和元年度	令和2年度
採 択 方 針	右欄上段のとおり	
募 集 期 間	・4/1(月)から5/7(火)まで	(事務局案) ・4/1(水)から5/8(金)
周 知 方 法	■全市的な取り組み ・4/1 広報上越、市HP への掲載 ・主要施設への募集要項などの配置 ・報道機関への情報提供 など	■全市的な取り組み ・令和元年度と同様
	■保倉区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/15(金)午後6時30分より保倉地区公民館にて説明会を開催 ・4/1 募集要項を全戸配布	■保倉区での取り組み ・2/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・2/28(金)午後6時より保倉地区公民館にて説明会を開催 ・4/1 募集要項を全戸配布
補 助 率 等	・事業費の上限・下限：なし ・傾斜配分：なし ・補助率：10/10 以内	
審 査 方 法	・事業費 20 万円以上の事業について、提案者説明及び質疑を実施 ・点数化せず、右欄下段の基本審査・共通審査基準に基づき挙手により採否を決定 (会長を除く出席委員の過半数で採択)	
そ の 他	・委員が提案団体の代表者や役員であった場合の審査への関わりについて → 全ての審査に参加する	

◆令和元年度 保倉区の採択方針

保倉区 地域活動支援事業 採択方針
保倉区住民の生活環境の向上を期待する事業のほか、少子化・高齢化に対応する区の活性化につながる事業、農林水産省の「ため池百選」に選ばれた青野池、白鳥、二貫寺の森などの地域資産を活かす事業、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。
優先的に採択する事業の分野
○地域振興事業 (例) 保倉区活性化事業、既存組織との連携、地域資産の有効活用 等 ○少子・高齢化に対応する事業 (例) 子育て支援事業、高齢者健康講座、スポーツ少年団への支援 等 ○生活環境の向上 (例) 花壇・池・水路の整備事業、公園や公民館施設などの充実 等 ○安全安心な地域づくり (例) 安全マップの作成・配布事業、防災組織の充実、子どもたちの安全確保 等 ○教育文化 (例) 青少年健全育成の推進、伝統文化・技術の継承、地元ボランティアへの支援、教育文化施設などの充実 等 ○その他 上記に属さないが、保倉区の活性化並びに振興につながる事業

◆基本審査・共通審査基準

審査項目	審査の視点
① 公 益 性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必 要 性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実 現 性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参 加 性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発 展 性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

**公の施設の再配置計画（個別施設計画）
策定に係る取組状況について**

1 公の施設の再配置計画（個別施設計画）の概要

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）とし中間年に当たる令和7年度に見直しを行う。

(2) 取組方針

以下の4つの取組方針に基づき公の施設の再配置を検討する。

取組方針	具体的な取組
① 人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止）
② 地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	用途の変更 機能の集約
③ 利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④ 長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

2 関係者との協議について

(1) 目的

区内の各施設の配置状況や利用状況、維持管理費等を踏まえ、将来を見据えた施設の適正配置について意見交換し、令和2年度末（令和3年3月）に策定する再配置計画に反映する。

(2) 関係者との協議の進め方

- ・ 各施設の配置状況や老朽化度、利用者状況、維持管理費などに基づき『将来の在るべき姿』を協議
 - ・ 施設カテゴリー毎に、区内や周辺の配置状況を参考に再配置候補施設を選定
 - ・ 再配置の実施に向けた課題や対応策等の意見聴取
- ↓
- ・ 意見を踏まえ、再配置候補施設リストを作成

(3) 計画策定までのスケジュール

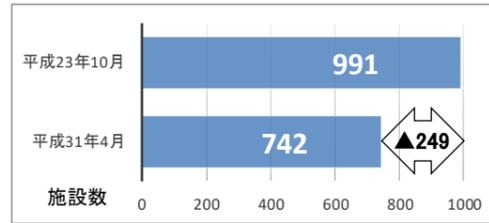
時 期	内 容
H31.3～	○全28区の地域協議会に第6次上越市行政改革推進計画の策定に伴い公共施設の見直しを含む行政改革の取組の概要を説明
R1.10～11	○全28区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1.12～R2.3	○地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.4～12	○地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映 ○パブリックコメントの実施（計画案の公表）
R3.3頃	○公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表
<参考> R3.4～R12.3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持
*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

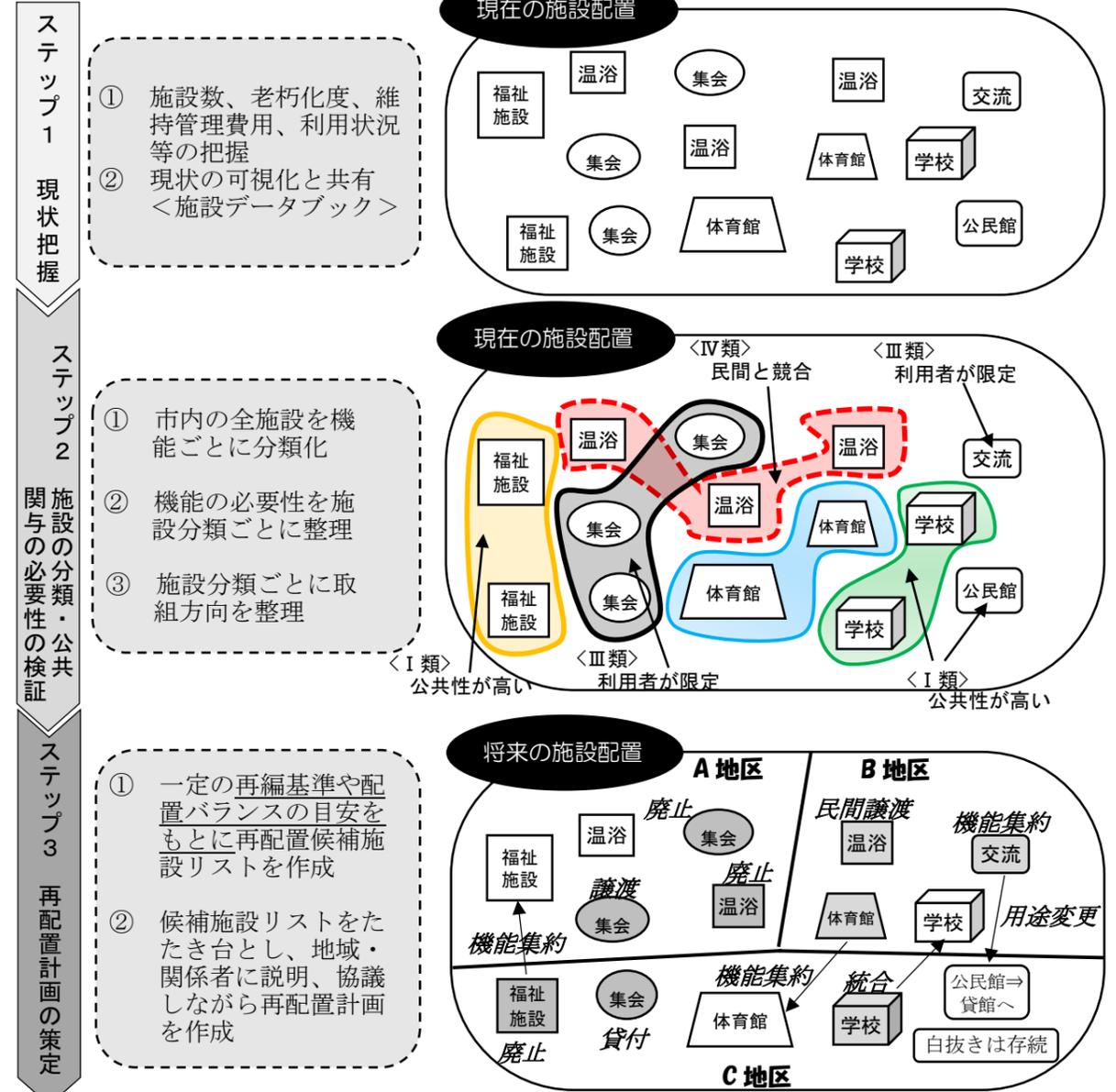


見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。